

憲法75周年 平和といのち守ろう



「5・3憲法大行動平和といのちと人権を！とりもどそう！民主主義、立憲主義」
オープニング曲「HEIWAの鐘」リモート合唱の様子(集会内容については10頁参照)

合唱の動画はこちらから
視聴できます



東京反核医師の会ニュース vol.116

憲法75周年 守ろう 平和といのち



東京反核医師の会ニュース Vol.116 目次

- オンライン学習会のご案内 2
- 第33回総会・記念講演会の報告 3
核兵器禁止条約『発効』を核なき世界へのスタートへ
講師：川崎 哲 氏 (ICAN 国際運営委員)
- 解説：介護保険のグループホーム 5
21年度から被爆者の助成を追加
- 原水爆禁止2021年世界大会のご案内 6
- 署名と募金の協力をお願い 7
- 声明「核兵器禁止条約の発効を祝うとともに
日本政府の条約への参加を求める」を発出 8
- 声明「福島第一原発 汚染処理水の
海洋放出決定に抗議する」を発出 9
- 事務局だより かわら版 10
▶ 2021年会費納入・寄付金をお願い

東京反核医師の会 オンライン学習会

東京反核医師の会世話人の青木克明先生を講師に迎え、青木先生が長年携わってこられた広島での被爆者支援、反核活動の実践についてご講演いただきます。オンラインでの開催となりますので、皆さま、ぜひお気軽にご参加ください。



・日 時：2021年6月21日（月）19:30～21:00

・講 師：青木 克明 氏

・略 歴

1948年 被爆者である母の長男として広島市段原大畑町で生まれる
1974年 横浜市大医学部卒業
1974～84年 川崎協同病院、横浜の汐田病院
1984～90年 長野県の健和会病院に外科医として勤務
1990～2019年 広島医療生協広島共立病院に勤務
2002年～07年 病院長 2017～19年 理事長

広島では、広島県保険医協会副理事長、被爆者支援広島ネットワーク代表世話人、核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表、上関原発止めよう広島ネットワーク共同代表、さよなら原発広島共同代表をつとめ、国内外の被爆者援護、被爆者訴訟支援、中国電力上関原発反対、福島原発事故避難者支援にかかわってきた。

2019年10月より東大和市に移住して、立川相互ふれあいクリニック健康管理センターにパート勤務、反核医師の会常任世話人、東京反核医師の会世話人、東友会会員、東京被爆二三世の会運営委員をつとめる。

・テーマ：「広島での被爆者支援と反核活動の実践」

原爆症集団訴訟、在外被爆者支援、黒い雨被爆者訴訟、
福島原発避難者援護、核兵器禁止条約についてもお話しいただきます。

・会 場：Zoom オンライン

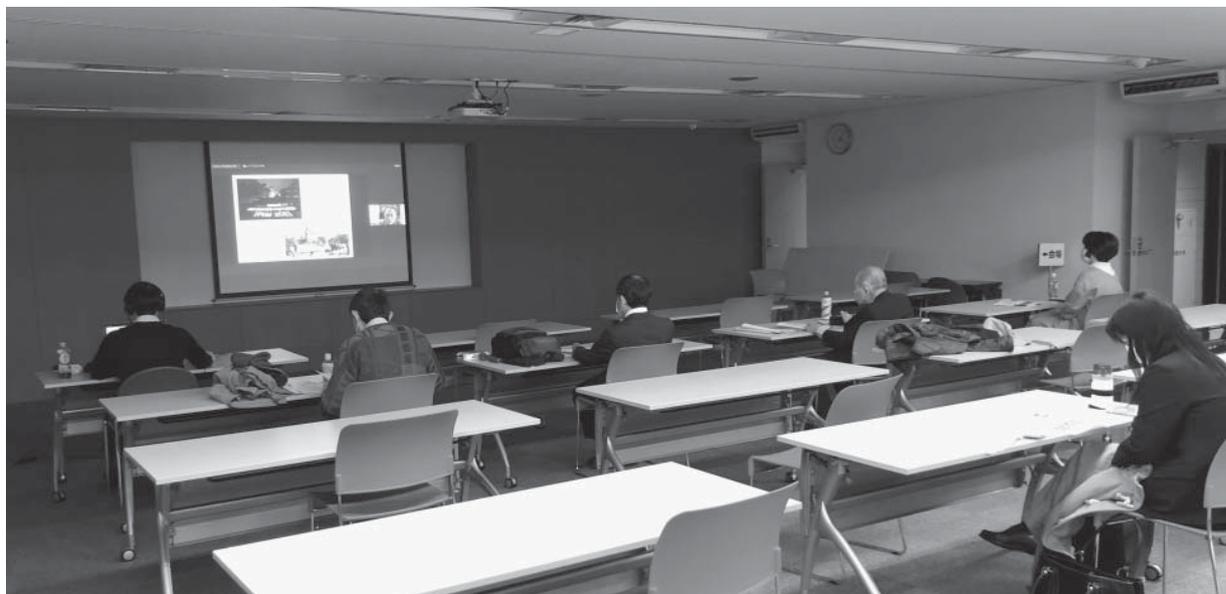
・主 催：東京反核医師の会

・申込み

どなたでもご参加いただけますが、東京反核医師の会ホームページのお問い合わせフォームから、必ず事前にお申込みください。



核兵器禁止条約『発効』を 核なき世界へのスタートへ



東京反核医師の会は1月30日、第33回総会・記念講演会を東京保険医協会セミナールームおよびZoomで開催し、20人が参加した。

総会では、2020年の事業・決算の報告、2021年の事業計画・予算案、新役員体制が提案され、承認された。また、被爆者団体の東友会代表理事の家島昌志氏が挨拶し、コロナ禍で活動が大幅に制限される中、核兵器禁止条約への批准を求める署名活動等の取り組みを紹介した。被爆から75年が経過し、過去には1万人を超えていた東京の被爆者も既に4000人台まで減少している。高齢化した被爆者への支援体制の維持、証言の次世代への継承が重要な課題だと述べた。

その後、核兵器廃絶国際キャンペーン



講師の川崎 哲氏はZoomで参加。締約国会議への参加の重要性を強調し、「医療者も声を上げて、被爆者医療の経験と知識を活かすべき」と述べた。

(ICAN)国際運営委員の川崎哲氏を講師に迎え、「核兵器禁止条約『発効』を核なき世界へのスタートへ」と題して、記念講演会を開催した。

50カ国・地域の批准という条件を達成し、2021年1月22日に発効を迎えた核兵器禁止条約。同条約の特色として、川崎氏

は、①核兵器を非人道的な兵器として、②全面的かつ完全に禁止し、③核兵器の廃絶への道筋を定め、④核被害者への援助を定めた、世界初の条約であることを挙げた。1970年発効の核不拡散条約(NPT)には、①米ロ英仏中の5カ国を核兵器国として核兵器の保有を認めていること、②核兵器国が核軍縮について「誠実に交渉を行う」ことを求めた第6条が現実には守られていないこと等の限界があり、より厳しい条約を求める動きの中で、2017年に核兵器禁止条約は成立した。

現在、人々の間には「核兵器は無くすことが望ましいが、現実には不可能だ」という固定観念があるが、社会の規範は歴史とともに大きく動いてきた。奴隷制度や虐待、ハラスメントなど、長い間当たり前のものとされてきた制度や習慣も、人々の運動によって変わってきた。「それらの制度と比べれば、生まれてからわずか75年しか経っていない核兵器を失くせないと考える方がおかしい。禁止条約単体で話すよりも、歴史的な実例を交えて話すと共感してもらいやすい」と川崎氏は述べた。

歴史的に、非人道兵器・大量破壊兵器は条約によって禁止されてきた。生物兵器禁止条約(1972年)や対人地雷禁止条約(1997年)、クラスター弾禁止条約(2008年)など。核兵器禁止条約はこの流れの中に位置づけられるものであり、その発効は「核兵器の終わりの始まり」を意味するものである。

禁止条約の効果として、川崎氏は「規範の強化」を挙げた。「当該の兵器を所持すること自体が人道にもとることだ」という

認識が広まり、兵器を持たないことが国際社会のスタンダードとなれば、条約に参加していない国も含めて行動を変容させる力となる。

今後、第1回の締約国会議が2022年1月にオーストリア・ウィーンで開催される予定で、会議の議題としては、「条約の普遍化」「禁止事項の解釈」「核保有国の加入」「被害者援助と環境回復」等が想定される。同会議には非締約国も参加し、意見を述べるができる。日本政府に対して締約国会議への参加を呼び掛け、日本政府が公式に参加しない場合も、「被爆者援助」が狭いものとならないために、被爆者や支援団体、医療団体など、市民レベルで会議に参加し、議論の席に立つことが重要である。

「唯一の戦争被爆国である日本がこれまで積み上げてきた、被爆者医療の知識と経験を活かすべきだ」と川崎氏は述べた。

その他に、政治を動かすには国会への働きかけが大切であるとして、議員ウォッチやGOTO 批准キャンペーンなどの取り組みを紹介した。

質疑では、2021年2月に期限を迎える新START(新戦略兵器削減条約)の延長が米ロ間で合意された件について、川崎氏は「アメリカがバイデン新政権に交代した影響が大きい」とした上で、バイデン新政権の姿勢で着目すべき点として、①トランプ政権下で見られた核兵器禁止条約への敵対的な妨害行動が変化するのか、②オバマ政権下で断念された「核の先制不使用」の宣言を行うのか、そして行った場合の日本政府の対応、を挙げた。

介護保険のグループホーム 21年度から被爆者の助成を追加

厚生労働省は、2021（令和3）年度から「認知症対応型共同生活介護」（グループホーム）の被爆者の費用負担について、「被爆者の制度」による助成対象として追加することにしました。

これは、日本被団協が厚労省へくり返し要請してきた結果、実現したものです。

サービス利用料は無料に

グループホームの入所費用は、これまで被爆者も全額自己負担でしたが、21年4月からは介護保険の施設サービス利用料が、被爆者手帳を見せることで無料になります。

ただし、特別養護老人ホーム（特養）や介護老人保健施設（老健）と同じように、グループホームの滞在費や食事代等は自己負担です。

グループホームとは

グループホームは、「認知症対応型共同生活介護」という名前のとおり、認知症のため自宅での生活が困難な人が入所できる施設です。

少人数（5～9人）の認知症の高齢者が介護スタッフのサポートを受けながら共同生活を送ります。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食

事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。

グループホームの申し込みは、要介護度が「要支援2」以上の人ができます。「要支援1」の人は申し込めません。

介護保険での位置づけ

介護保険制度は数年に一度の大きな見直しがありますが、細かな変更は毎年おこなわれており、グループホームは一般的な介護保険の福祉系サービスから、地域密着型サービスに変更されています。このため、グループホームが利用できるのは、原則として施設の所在地の区市町村に住んでいる人（認知症で介護が必要な高齢者）となります。例えば、A市に住む人が隣のB市にあるグループホームを利用することは原則的にはできません。

そうはいつても、実際の介護は杓子定規に線引きできないこともあります。具体的な事情がある場合は、対象者が住んでいる区市町村の担当課に相談してみてください。

被爆者相談の傾向

東友会相談所には、認知症になった被爆者の家族から「グループホームに入れたい」という相談がしばしば寄せられます。

費用負担について、これまでは国の助成がなく被爆者も全額自己負担だったため、経済的事情で利用をあきらめるケースもありました。今回、「被爆者の制度」からの助成が実現したことで、以前に比べて利用

しやすくなったこととなります。

ただし、グループホームは施設の数自体が少なく、待機している人が多いのが現状です。被爆者であることを理由に優先的に入所できるわけではありません。

※本記事は、東友会の会報「東友」437号(2021年3月25日号)4面「相談のひろば」を一部改変して転載したものです。

※記事についてのお問い合わせ、また「東友」のご購読を希望される方は東友会(☎03-5842-5655)までご連絡ください。平日:10~17時/土曜日:10~15時(年間購読料:2,000円)

—原水爆禁止2021年世界大会— 日程・プログラムのご案内

▶テーマ:被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために

▶開催形態:オンライン(Zoom)ウェビナー形式

◆国際会議

8月2日(月)10:00~12:30

・共通テーマ「核兵器全面禁止の達成、核兵器のない世界へ」

◆広島

8月6日(金)10:00~12:30

・セッション1:核兵器のない世界への共同

・セッション2:日本と世界、草の根の運動の交流

<現地企画>ヒバクシャとの連帯のつどい広島(仮称)

◆長崎

8月9日(月祝)10:00~12:30

・セッション1:核兵器のない世界への共同

・セッション2:日本と世界、草の根の運動の交流

<現地企画>ヒバクシャとの連帯のつどい長崎(仮称)

◆テーマ別集会

8月2日から8日の2時間を予定、オンライン(Zoom)で開催

I. 被爆者・核被害者への連帯・救援・補償

II. 沖縄連帯・外国軍事基地撤去

III. 枯葉剤被害60年・被害者との連帯

IV. 非核・平和のアジアと運動の役割

V. 考えよう!核兵器・経済・環境

署名ご協力をお願い

「唯一の戦争被爆国 日本政府に 核兵器禁止条約の署名・批准を求める」



原水爆禁止日本協議会は、「唯一の戦争被爆国」である日本が核兵器禁止条約に参加するのは当たり前という国民のコンセンサスを築くため、東京、広島、長崎で「唯一の戦争被爆国 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」に取り組んでいます。

国内の世論調査でも、日本が核兵器禁止条約に参加すべきとの声は7割を超えています。唯

一の戦争被爆国である日本政府は、核兵器廃絶の先頭に立たなければなりません。

本号に5名連記式の署名用紙および返信用封筒を同封しています。また、オンラインでの署名も可能です。ぜひご協力ください。

新聞意見広告も予定 賛同募金にご協力ください

原水爆禁止日本協議会では、署名に続き、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を迫る取り組みとして、新聞意見広告運動を行っています。

東京反核医師の会は、この取り組みに賛同し、10口10,000円を寄付しました。

意見広告は、2021年7月7日に、朝日新聞への掲載が予定されています（デザインは右図参照）。

個人での賛同も受け付けておりますので、ぜひご協力ください。詳細は、原水爆禁止日本協議会までお問い合わせください。



【賛同金】 団体・個人1口1,000円
※何口でも可
【申込期限】 ~2021年6月末
【主催・問合先】 原水爆禁止日本協議会
☎03 (5842) 6031

1月22日の核兵器禁止条約発効を受けて、東京反核医師の会は政府に対して条約への参加と核廃絶に向けての積極的な役割を求める声明を発出しました。また、4月13日に政府が福島第1原発の汚染水を海洋放出する方針を決定したことを受けて、決定の撤回と現実的な対応策の再検討を求める声明を発出しました。

核兵器禁止条約の発効を祝うとともに 日本政府の条約への参加を求める

2021年1月22日、歴史上初めて、核兵器を違法と定める核兵器禁止条約が発効しました。まさしく「核の時代の、終わりの始まり」であり、核兵器廃絶の取り組みは新たな段階に進んだと言えます。

核のない世界を求める世界中の人々と、二度と核兵器による被害を繰り返してはならないという被爆者たちの長年にわたる取り組みの成果である条約発効を、東京反核医師の会は心から歓迎します。

同時に私達は、核廃絶に対する日本政府の姿勢を問わなければなりません。

唯一の戦争被爆国として原爆の悲惨さを訴えながら、一方で米国の「核の傘」に依存するという矛盾を抱えた日本は、「核兵器禁止条約は核保有国と非保有国との分断を引き起こす」として、核保有国と共に条約への反対を表明し、国内外から批判を浴びています。

実際にはNPT6条「核兵器廃絶のための条約を誠実に交渉すること」に違反しているのは核保有国の側です。これら核戦力の保持に固執する国々によって、既に国際社会は分断されています。

核抑止論は、「報復を恐れない相手を止められない」「偶発的な使用の危険性」「新たな国への核拡散を止められない」「そもそも実際に核抑止が機能していることを証明できない」等、根本的な欠陥をいくつも抱えています。何より、核抑止を前提とする限り、人類は核兵器を永久に持ち続けなければなりません。

日本が今、問われているのは、世界のどちら側に立つのか、です。

核兵器のない世界の実現を目指すのか、核兵器があり続ける世界に留まるのか。これ以上「保有国と非保有国の橋渡し」という名目で態度を曖昧にすることは許されません。

東京反核医師の会は、日本が核兵器禁止条約の批准国会議にオブザーバー参加をすること、そして条約に署名、批准し、核廃絶に向けて積極的な役割を果たすことを強く求めます。

2021年1月22日

核兵器廃絶・核戦争阻止 東京医師・歯科医師・医学者の会
(東京反核医師の会)

福島第一原発 汚染処理水の海洋放出決定に抗議する

政府は4月13日、福島第1原発の汚染水（ALPS 処理水）を海洋放出する方針を決定した。海洋放出は2023年に開始され、約30年続く見込みだという。東京反核医師の会は政府の決定に強く抗議する。

政府と東京電力は2015年、福島県漁業組合への文書中で「漁業者、国民の理解を得られない海洋放出は絶対に行わない」旨を述べている。福島県内・近隣の漁業者団体をはじめ多くの人々が反対している中での海洋放出決定は、住民との約束を反故にする行為である。梶山弘志経済産業相は会見で、「理解をいただく努力をする」と述べているが、先に決定してから理解を求めるとのこと自体、極めて不誠実かつ非民主的であり、被災者に寄り添う姿勢とは程遠い。

政府は、国内外での実績を強調し、「風評被害を最大限抑制するため」に、トリチウムをWHO 飲料水基準の約7分の1まで希釈するとしている。しかし、タンクに貯蔵されている処理水は約125万トンに及び、通常稼働時の放出とは総量に絶対的な差がある。放出量について、「事故前の管理目標値（年間22兆 Bq）を下回る水準とする」としているが、この値は事故以前のトリチウム海洋放出量の約10倍にあたる。

トリチウムについては、ベータ線が皮膚を透過できず、トリチウム水が人体の特定の組織や臓器に濃縮しないとして、危険性が少なく見積もられてきた。しかし、有機物と結合した場合、人体に長期間留まる可能性も指摘され、海洋放出を行えば、生物濃縮によって相当量の有機結合型トリチウムを摂取する危険性がある。また、海洋エアロゾルや波しぶきにより、トリチウム水が陸上へ移動する可能性も指摘されている。

こうした「実害」発生の可能性から目を背け、風評の問題に矮小化してはならない。

海洋放出の強行は、被災地の人々の10年間にわたる復興への努力を踏みにじるものであり、水産業をはじめとする諸産業に壊滅的な打撃を与える。だが基本方針では、風評被害に対し賠償を実施するよう「東京電力を指導する」との表現にとどまり、国は賠償責任を負っていない。そもそも水産業、農林業は地域環境が汚染されれば生業として成り立たなくなるため、金銭で賠償して済む問題ではない。

私達は政府に対し、海洋放出決定の撤回と、現実的な対応策の再検討を求める。

2021年4月19日

核兵器廃絶・核戦争阻止 東京医師・歯科医師・医学者の会
(東京反核医師の会)

代表委員 向山 新、矢野 正明、片倉 和彦

事務局だより・かわら版

5.3憲法大行動にオンライン参加

5月3日、「平和といのちと人権を！5.3憲法大行動2021 とりもどそう！民主主義、立憲主義」が国会議事堂前で開催され、東京反核医師の会は東京保険医協会セミナールームにてオンライン参加しました。

各立憲野党からの挨拶の他、様々な分野からのゲストスピーチが行われました。

羽場久美子氏（神奈川大学教授、日本学術会議元会員）は、チェルノブイリ事故から35年経った今も広範囲の汚染が残っていることを指摘し、4月28日に福井県知事が老朽原発3機の再稼働に同意したことについて「国民の意思を確認せずに知事の判断で決められることではない」と批判。

「自由とは弱い者が権力と闘うために与えられるものであり、それこそが人権だ」と述べました。

清水雅彦氏（日本体育大学教授、憲法学）は自身と憲法学の出会いについて語り、憲法とは国家権力を縛る、「国家権力制限規範」であると述べました。安倍前政権から菅現政権にいたるまで、特定秘密保護法や



オンラインで国会前の様子を視聴した（5月3日、東京保険医協会セミナールーム）



スピーチする 羽場 久美子 氏

集団的自衛権の容認、現在審議されているデジタル改革関連法案や国民投票法改正案など、一貫した反憲法の姿勢を取り続けていると批判し、来る総選挙に向けて、政治の私物化を許さない世論を高めていこうと訴えました。

※当日の様様はこちらから視聴可能です。



2021年会費納入・寄付金のお願い

本号には2021年会費の郵便振替用紙を同封しております。

恐れ入りますが、6月30日までに今年度2021年分の年会費5,000円をご納入ください。また、2020年以前の会費が未入の方は、併せてお早めにご送金ください。カンパ・寄付金も随時募集しております。皆様のご協力をお願いいたします。

東京反核医師の会ニュース
第116号

発行日 2021年5月21日
発行人 東京反核医師の会
(核兵器廃絶・核戦争防止
東京医師・歯科医師・医学者の会)

連絡先

〒160-0023

新宿区西新宿3-2-7

KDX新宿ビル4F

(東京保険医協会気付)

TEL 03-5339-3601

FAX 03-5339-3449

★公式ホームページ★

<http://hankaku.tokyo/>



©Tokyo Physicians for Elimination
of Nuclear Weapons (1988-2021)

※本誌掲載記事の無断転載を禁じます。